

名古屋市では、特定用途誘導地区（都心地区・地域拠点A地区・B地区）を指定し、地域特性に応じた誘導すべき用途に供する建築物の容積率を割増すことで、生活利便性や豊かな都市活動を支える機能を誘導するため、「特定用途誘導制度」として運用しています。

特定用途誘導制度のあらまし

< 都心地区・地域拠点A地区・地域拠点B地区 >

平成31年4月1日運用開始
(令和7年3月25日時点)

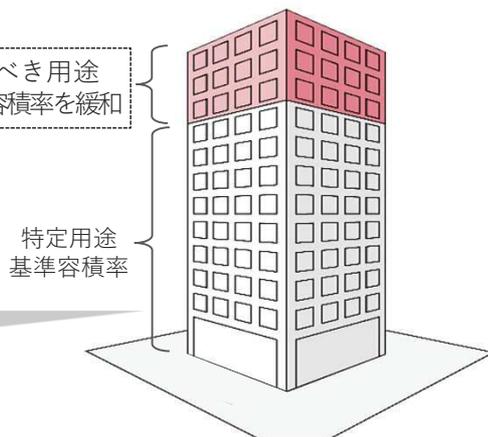
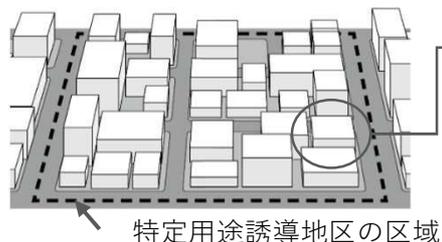
■ 特定用途誘導制度とは

対象区域(特定用途誘導地区)内に誘導すべき用途を整備する場合に、認定を受けることで容積率が緩和されます。

(都市計画法第8条第1項第4号の2)
(都市再生特別措置法第109条)

3つの特徴

- | 公開空地や公共貢献不要で容積率が緩和
- | 比較的小規模な敷地でも容積率が緩和 (建築面積200㎡以上)
- | 認定手続きのみでスピーディーに容積率が緩和



■ 割増容積率

$$V = V_0 + V_1$$

V : 容積率の最高限度 (%)

V₀ : 特定用途基準容積率 (%)

V₁ : 誘導すべき用途の整備による割増容積率 (%)

$$V_1 = \frac{\text{誘導すべき用途に供する部分の床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 (\%)$$

割増容積率V₁の上限は、以下の式により算出。

$$V_1 = V_0 / 50 + 50 (\%)$$

割増容積率V₁は最大で

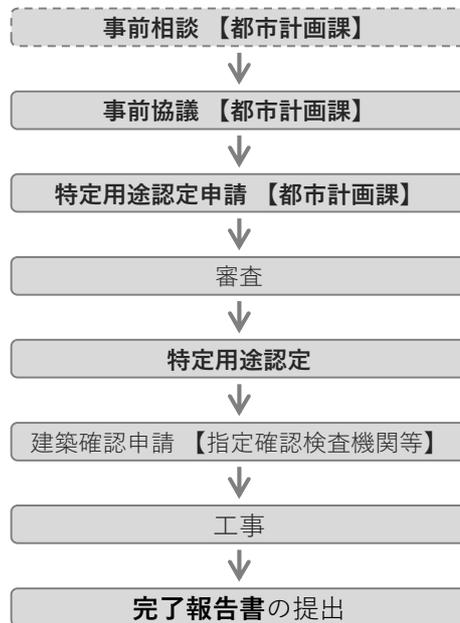
70% (都心地区) または **66%** (地域拠点) になります。

■ 誘導すべき用途のイメージ

- | 文化・スポーツ交流施設
- | 国際・産業交流施設
- | 子育て・高齢者交流施設
- | 拠点的な医療施設
- | 拠点的な行政サービス施設
- | まちの魅力や利便性の向上に資する施設



■ 認定フロー



対象区域

都心地区

「なごや集約連携型まちづくりプラン」(立地適正化計画)で定める都市機能誘導区域のうち、拠点市街地(都心ゾーン)で、**中高層階住居専用地区を除く・指定容積率500%以上**の区域

地域拠点A地区・地域拠点B地区

原則、「なごや集約連携型まちづくりプラン」(立地適正化計画)で定める都市機能誘導区域のうち、拠点市街地(地域拠点)で、**商業系用途地域・指定容積率400%以上**の区域
誘導すべき用途を踏まえ、地域拠点A地区・B地区に分類



R7.3.25時点
対象区域の詳細は【名古屋都市計画情報提供サービス】
でお調べください。

地域拠点に含まれる鉄道駅一覧

A地区

今池、星ヶ丘、本山、大曾根、御器所、桜山、八事、神宮前

B地区

黒川、上小田井、中村公園、八田、新瑞橋、日比野、高畑、港北、港区役所、笠寺、小幡、徳重、鳴海、藤が丘、平針

誘導すべき用途の概要

都心地区 地域拠点A地区 地域拠点B地区

文化・スポーツ交流施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場	●	●	●
② 多目的ホール	●	●	●
③ 博物館、美術館	●	●	●
④ 図書館	●	●	●
⑤ 生涯学習施設	●	●	●
⑥ スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設 (床面積の合計が8,000㎡以上)	●	●	●

国際・産業交流施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
⑦ 大学、短期大学	●	●	
⑧ MICE施設(ホール・会議室等)	●	●	
⑨ ホテル(⑧に掲げるMICE施設を有するもの)	●	●	
⑩ イノベーション施設	●	●	
⑪ 地域魅力発信施設	●	●	
⑫ 外国語での教育に対応した教育施設	●	●	
⑬ 外国語での診療に対応した医療施設	●	●	
⑭ 外国語での保育に対応した保育施設	●	●	

子育て・高齢者交流施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
⑮ 児童館		●	●
⑯ 福社会館		●	●

拠点的な医療施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
⑰ 病院(一般病床が200床以上のもの)	●	●	●

拠点的な行政サービス施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
⑱ 区役所		●	●

まちの魅力や利便性の向上に資する施設

	都心地区	地域拠点A地区	地域拠点B地区
⑲ 沿道の賑わいを生み出す商業文化施設	●	●	●
⑳ ⑲に掲げるもののほか、まちの魅力や利便性の向上に資する施設	●	●	●

備考：建築物の建築面積が200㎡以上

①～⑨、⑮～⑱は誘導施設の床面積の合計が500㎡以上

⑩～⑭、⑲⑳は「なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱」に基づく市長の指定が必要等の条件があります。

その他手続きや条件の詳細内容につきましては、「名古屋都市計画特定用途誘導地区(都心地区・地域拠点A地区・地域拠点B地区)における建築物等の誘導すべき用途に係る認定要綱」をご確認ください。

●：対象となる
誘導すべき用途